

Ⅸ 料金・手数料及び加入金

1 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13. 10. 1	S2. 5. 1		S18. 7. 1	S21. 4. 1
区分						
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭 101m ³ 以上 1m ³ 6.4銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3円60銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.6銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
汽車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45円	
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 501m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	1m ³ に付 12銭
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	”	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	”	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	”	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納 集金制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※ 制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、
支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22. 3. 1	S22. 6. 1	S22. 11. 1	S23. 10. 1	S25. 2. 1	S26. 12. 1	S28. 6. 1	S33. 4. 1	S38. 11. 1
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	基本水量 8 m ³ 基本料金 80 円 超過料金 1 m ³ 10 円	8 m ³ 96 円 1 m ³ 13 円	8 m ³ 120 円 1 m ³ 17 円	8 m ³ 180 円 1 m ³ 22 円	8 m ³ 240 円 1 m ³ 32 円
—	—	—	—	基本水量 150 m ³ 基本料金 975 円	150 m ³ 1,170 円	150 m ³ 1,460 円	150 m ³ 1,500 円	150 m ³ 2,000 円
1 m ³ に付 30 銭	1 m ³ に付 72 銭	1 m ³ に付 2 円 20 銭	1 m ³ に付 4 円 50 銭	超過料金 1 m ³ 6 円 50 銭	1 m ³ 8 円 50 銭	1 m ³ 11 円	1 m ³ 11 円	1 m ³ 15 円
1 円	2 円 20 銭	7 円 20 銭	14 円 50 銭	20 円	25 円	30 円	40 円	55 円
1 円 75 銭	4 円 20 銭	12 円	24 円	40 円	50 円	60 円	80 円	廃止
—	—	—	—	基本水量 6 m ³ 基本料金 48 円	6 m ³ 55 円	6 m ³ 70 円	統 合 基本水量 6 m ³ 基本料金 90 円	6 m ³ 120 円
1 m ³ に付 40 銭	1 m ³ に付 96 銭	1 m ³ に付 3 円	1 m ³ に付 6 円	超過料金 1 m ³ 8 円	1 m ³ 10 円	1 m ³ 13 円	1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
—	—	—	—	基本水量 6 m ³ 基本料金 60 円	6 m ³ 72 円	6 m ³ 90 円	1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	超過料金 1 m ³ 10 円	1 m ³ 13 円	1 m ³ 17 円	—	—
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1 個に付 50 銭	左 同 1 円	左 同 1 円	左 同 2 円	左 同 2 円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止	—	改定率平均 26.20%	改定率平均 41.30%

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日							
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)						
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段			
一般用	13mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円			
	20mm				8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 68円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 77円	41m ³ 以上 88円			
	25mm				1,400円	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	1,400円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円
	40mm				1,500円			2,100円				
	50mm				3,000円			4,200円				
	75mm				5,000円			7,000円				
	100mm				10,000円			14,000円				
	150mm											
浴場営業用	150m ³ 以下 2,000円	151m ³ 以上 15円	150m ³ 以下 2,600円	151m ³ 以上 20円								
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 120円	7m ³ 以上 22円	1戸につき 6m ³ 以下 150円	基本水量を超える水量 30円								
一時用	1m ³ につき 95円			1m ³ につき 200円								
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円			左 同								
連合専用給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。			左 同								
備考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逡増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。			口径区分を現行の6区分を7区分（13mmを独立）に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逡増方式を強化。								
料金徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。（昭和39.8採用）			左 同								
改定率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%			総合平均74% 家庭用38.9% (原案)74%								

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日
基本料金	従量料金 (1m ³ につき)				基本料金	従量料金 (1m ³ につき)				
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段	
8m ³ 以下 400円					8m ³ 以下 580円					料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。
8m ³ 以下 500円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 730円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円	
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円					
1,800円					2,800円					
4,000円					6,200円					
7,000円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	11,000円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円	
12,000円					19,000円					
25,000円					40,000円					
150m ³ 以下 3,000円					151m ³ 以上 20円					
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量			30円	1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量			50円	
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円					
左 同					左 同					
左 同					左 同					
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逡増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。					平成元年 8月1日 以後の支払い料金から適用
左 同					左 同					左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案) 22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案) 48.67%					総合平均 3.00%

実施年月日		平成4年2月1日								平成9年 4月1日	
口径別	区分	基本料金	従量料金（1m ³ につき）								
			第一段		第二段		第三段		第四段		
一般 用	13mm	10m ³ 以下 1,050円									
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨て）とする。
	25mm	10m ³ 以下 1,840円									
	40mm	3,850円									
	50mm	8,350円									
	75mm	14,850円									
	100mm	25,600円									
	150mm	55,000円									
			1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290	
浴場営業用	150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上		1m ³ につき		55円					
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量		1m ³ につき		65円					
一時用		1m ³ につき		525円							
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき		300円				口径50mm以上演習20分以内1個1回につき		600円	
連合専用給水装置		1戸につき一般用の料金を適用する。									
備考		<p>料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m³から10m³へ変更した。</p> <p>また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。</p> <p>料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨て）とする。</p>									平成9年 8月1日 以後の支 払い料金 から適用
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月									左 同
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均 45.58%		家庭用 34.74%						総合平均 2.00%	
		(原案) 45.58%									

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
	150mm	57,750円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上		1m ³ につき		57.75円						
一時用		1m ³ につき		551.25円								
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正 (日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止										
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		-										

2 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額（1円未満は切り捨て）とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額（1円未満は、切り捨て）とする。

3 量水器使用料改定の変遷

口径区分 実施年月日	口径区分							
	13mm	20mm	25mm 以上	38mm 以上	50mm 以上	75mm 以上	100mm 以上	150mm 以上
大正 13 年 10 月 1 日	市内30銭 市外45銭	45 銭	60 銭	—	2 円	3 円	4 円	—
昭和 2 年 5 月 1 日	市内無料 市外30銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
5 年 7 月 1 日	15 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
18 年 7 月 1 日	20 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	6 円
21 年 4 月 1 日	30 銭	70 銭	1 円	1円50銭	3 円	4円50銭	6 円	9 円
22 年 3 月 1 日	75 銭	1円75銭	2円50銭	3円75銭	7円50銭	11円25銭	15 円	22円50銭
22 年 6 月 1 日	1円80銭	4円20銭	6 円	9 円	18 円	27 円	36 円	54 円
22 年 8 月 1 日	5 円	12 円	18 円	27 円	54 円	81 円	110 円	160 円
23 年 10 月 1 日	10 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
24 年 4 月 1 日	13 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
25 年 2 月 1 日	20 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
26 年 12 月 1 日	24 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
28 年 6 月 1 日	30 円	40 円	50 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
33 年 4 月 1 日	廃 止							

4 現行手数料

種 別	基 準	金 額
設 計 手 数 料	1 件につき	1,050円
給 水 装 置 工 事 事 業 者 指 定 審 査 手 数 料	1 件につき	8,000円
設 計 審 査 手 数 料	1 件につき	1,000円
工 事 検 査 手 数 料	メーター口径が 20mm 以下のとき 1 件につき	2,500円
	メーター口径が 25mm 以上 40mm 以下のとき 1 件につき	5,000円
	メーター口径が 50mm 以上のとき 1 件につき	7,000円

5 加入金改定の変遷

実施年月日 口径区分	昭和48年4月1日	昭和51年4月1日	昭和59年4月1日	平成元年4月1日	平成9年4月1日	平成21年9月1日
	13mm	10,000 円	30,000 円	60,000 円	加入金は、左記の基準額に100分の103を乗じて得た額とする。	加入金は、左記の基準額に100分の105を乗じて得た額とする。
20mm	20,000 円	60,000 円	120,000 円	126,000 円		
25mm	30,000 円	90,000 円	180,000 円	189,000 円		
40mm	100,000 円	300,000 円	600,000 円	630,000 円		
50mm	180,000 円	540,000 円	1,200,000 円	1,260,000 円		
75mm	350,000 円	1,050,000 円	3,000,000 円	3,150,000 円		
100mm	700,000 円	2,100,000 円	6,000,000 円	6,300,000 円		
150mm	1,000,000 円	3,000,000 円	12,000,000 円	12,600,000 円		

※ 増径工事については、新旧メーター口径に係る基準額の差額

※ 平成21年改正は、加入金の総額表示に伴う改正

